

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	
関係部局・課室	社会・援護局福祉基盤課	
評価実施時期	平成21年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>保健福祉系大学においては、精神保健福祉士試験の受験要件となる指定科目の受講について、当該指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については、保健福祉系大学等の裁量に委ねられているところである。</p> <p>今般、精神保健福祉士の資質の確保及び向上を図るため、指定科目のうち実習・演習、厚生労働省令・文部科学省令(以下「省令」という。)において、時間数、教員の要件、実習施設などの基準を設けることとする。</p>	
	(根拠条文)	精神保健福祉士法 第7条
想定される代替案	教育内容、実習等の時間数などの基準について、省令上は何らの規定を設けずに、マニュアルにおいて規定することとする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	保健福祉系大学の経営者は、省令で定められた内容に基づき、教員や実習施設等の確保に係る費用が発生する可能性がある。	保健福祉系大学の経営者は、マニュアルの規定に基づき教員する場合には、これらに係る費用が生じる可能性がある。
(行政費用)	国において、省令の内容を定めるために、有識者等の意見を求めたり検討会を行う等の手続に関する費用が発生する。	マニュアルを作成するための費用が生じる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(精神障害者への便益)	保健福祉系大学においては、省令で規定されている一定の基準を満たした実習・演習に関する教育内容が制度的に担保されるようになるため、精神保健福祉士の資質の確保が図られ、質の高い支援を安定的に受けられるようになる。	実習・演習に関する法的根拠のない保健福祉系大学の教育を経て精神保健福祉士となった者から受ける支援については、その支援内容に濃淡が生じる可能性がある。

(保健福祉系大学の学生への便益)	実習・演習等について一定の基準を満たした教育を受けることが可能となり、知識・技能の向上が図られる。	大学がマニュアルを遵守する義務は課せられていないため、大学ごとに知識や技能の修得の程度に差が生じる可能性があり、確実な資質の確保を図ることは困難となる。
(保健福祉系大学の経営者への便益)	保健福祉系大学の経営者は、省令に基づき現在よりも質の高い精神保健福祉士を養成することになるため、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が高まる。	保健福祉系大学が、大学独自の方針で、マニュアルに規定されている基準の設定の可否を判断するため、基準を設定しない場合は、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が十分に高まらない可能性がある。
分析結果	行政費用の面では、代替案の方が規制の新設よりも有効であるが、便益の面では、規制の新設と比べて、全ての者にとって便益が下がる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方がより適切な手段であると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	<p>今般の法改正に当たっては、平成19年12月19日から厚生労働省に設置された、精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会において、全6回にわたり議論が行われ、平成20年10月21日に「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会(中間報告書)」がとりまとめられているところである。</p> <p>本改正内容は、この検討会等での意見を反映した中間報告書にしたがったものであり、養成校、職能団体等各立場からの意見が十分反映されているものと考えている。</p> <p>【精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会(中間報告書)】  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1021-4.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1021-4.html</a></p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。	
備考	—	